（２）勾留請求の認容・却下の状況

被疑者段階で弁護人が選任されるようになったことの成果を数値化することは困難であるが、勾留請求の認容・却下率の統計から、その成果をうかがい知ることができる。

1990 年から 2002 年までおおむね 200 件未満で推移していた勾留請求却下人員数が、2003 年以降増え始め、2018 年では 4,888 件と一貫して増加している（資料 2-1-1-10）。わずかながら勾留請求の却下率も上昇しており、当番弁護士制度による早期の弁護活動がこの傾向に寄与しているものと考えられる。

資料2-1-1-9　勾留請求の認容・却下率の推移

年	勾留請求人員数（人）	勾留請求許可人員数（人）	勾留請求却下人員数（人）	認容率	却下率
1990	72,597	72,471	126	99.8%	0.2%
1995	87,156	87,058	98	99.9%	0.1%
2000	115,625	115,391	234	99.8%	0.2%
2005	142,272	141,775	497	99.7%	0.3%
2010	115,804	114,567	1,237	98.9%	1.1%
2011	111,699	110,373	1,326	98.8%	1.2%
2012	113,617	112,047	1,570	98.6%	1.4%
2013	111,476	109,686	1,790	98.4%	1.6%
2014	109,258	106,806	2,452	97.8%	2.2%
2015	109,845	106,979	2,866	97.4%	2.6%
2016	105,669	102,089	3,580	96.6%	3.4%
2017	101,258	97,357	3,901	96.1%	3.9%
2018	99,967	95,079	4,888	95.1%	4.9%

【注】 2010 年までは５年おきに表示。

資料2-1-1-10　勾留請求却下人員数の推移

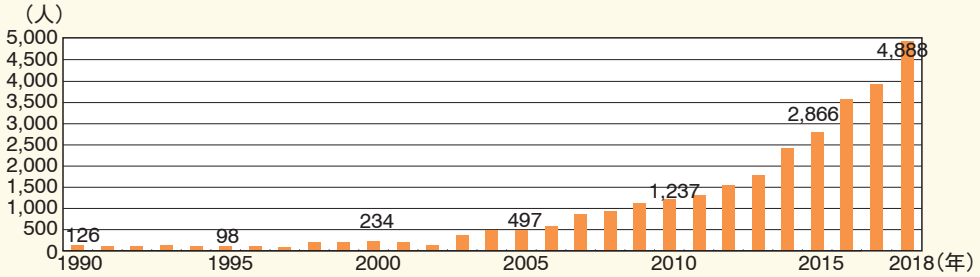

【注】 数値は、『検察統計年報』「最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」を基に、日弁連が作成したもの。

（３）勾留請求件数と当番弁護士の受付及び受任割合

次のグラフは、被疑者の勾留請求件数（勾留請求人員数）に対して、当番弁護士の受付のあった割合及び弁護士が実際に受任した割合について示したものである。2009 年以降、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大された影響で当番弁護士の受付件数が減少したため、受付割合も下降していたが、近年再び増加している。実際に弁護士が依頼を受けた受任割合は増加傾向にある。

資料2-1-1-11　勾留請求件数及び当番弁護士の受付・受任割合の推移

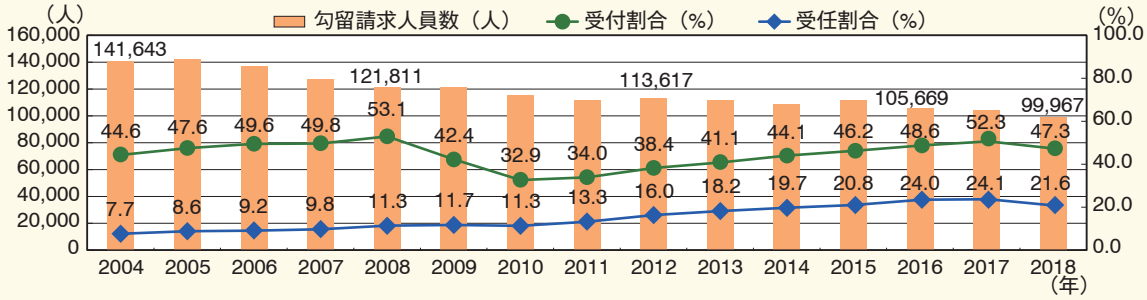

【注】1. 勾留請求件数（勾留請求人員数）は、各年の『検察統計年報』「最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」の「逮捕後の措置」の「勾留許可」と「勾留却下」の件数を合算した数値である。
2. 当番弁護士の受付・受任割合は、当番弁護士の受付件数、受任件数を勾留請求件数でそれぞれ除したものである。